



鳥取県公報

平成12年12月 8 日(金)
第 7 2 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (市町村振興課)	1
	大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出 (経営流通課)	2
	国土調査の成果の認証 (耕地課)	3
	土地改良事業の同意 (")	3
	保安林の指定予定 (森林保全課)	3
	土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可 (都市計画課)	4
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (")	4
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理室)	5

告 示

鳥取県告示第679号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、福部村 (大字箭溪及び大字八重原の各一部) の地籍図及び地籍簿の国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成12年12月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成12年 2 月28日現在の地番による。)
大字箭溪字中村	大字箭溪字中村の全域 大字八重原字中村口140、141
大字八重原字中村口	大字八重原字中村口のうち140、141以外の区域
大字八重原字上宇山	大字八重原字上宇山の全域 大字八重原字小谷484、485の 1 から485の11まで、486、487の 1 から487の 3 まで、488の 1、488の 2、489及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八重原字南畑513の 1 から513の 3 まで、514の 1 から514の 4 まで、514の 5 の一部、515の 1、515の 2
大字八重原字小谷	大字八重原字小谷のうち484、485の 1 から485の11まで、486、487の 1 から487の 3 まで、488の 1、488の 2、489及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字八重原字南畑	大字八重原字南畑497の1、497の4、498の1、498の3、499、500の1、500の2、505、506の1、507の1、507の3、510、511の1、512の1及びこれらと一体をなす国有地
大字八重原字拾石	大字八重原字拾石の全域 大字八重原字南畑497の2、497の3、498の2、498の4、498の5、506の2、507の2、508の1から508の3まで、509、511の2、512の2、514の5の一部
大字八重原字三反田	大字八重原字三反田のうち920の1以外の区域
大字八重原字神武峠	大字八重原字神武峠のうち923、929の1以外の区域 大字八重原字三反田920の1 大字八重原字神武944の1、944の71 大字八重原字マン田962、964の1、965、966 大字八重原字奥釜戸1035の2、1035の6、1035の9
大字八重原字神武	大字八重原字神武のうち944の1、944の71以外の区域 大字八重原字神武峠923、929の1
大字八重原字マン田	大字八重原字マン田のうち962、964の1、965、966以外の区域
大字八重原字ド、登	大字八重原字ド、登のうち983の3、983の5以外の区域 大字八重原字釜戸口984の1
大字八重原字釜戸口	大字八重原字釜戸口のうち984の1、986の1、986の2、988の1、989から992まで、996、997、1001、1001の1から1001の4まで、1003、1004、1004の1、1010、1011及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八重原字ド、登983の3、983の5 大字八重原字奥釜戸1025、1026及びこれらと一体をなす国有地並びに1019と一体をなす国有地の一部
大字八重原字奥釜戸	大字八重原字奥釜戸のうち1025、1026、1035の2、1035の6、1035の9及びこれらと一体をなす国有地並びに1019と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八重原字釜戸口986の1、986の2、988の1、989から992まで、996、997、1001、1001の1から1001の4まで、1003、1004、1004の1、1010、1011及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第680号

平成12年7月25日付鳥取県告示第456号により告示されたA・コープトスク吉成店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成12年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村

鳥取市

2 意見の概要

A・コープトスク吉成店の閉店時刻の繰り下げによって、延長時間帯の等価騒音レベルが従前と比較して高くなることが予測されていることから、今後、周辺の住宅地に対する騒音がさらに増加することのないよう、設置者において十分配慮されたい。

- 3 縦覧に供する期間
平成12年12月8日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経営流通課
鳥取市尚徳町116
鳥取市商工観光部商工課

鳥取県告示第681号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福部村	平成9年度から 平成12年度まで	福部村（大字箭溪及び 大字八重原の各一部） の地籍図及び地籍簿	岩美郡福部村大字箭 溪及び大字八重原の 各一部	平成12年12月8日

鳥取県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業阿毘縁地区農道整備）について平成12年12月1日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第683号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字美坂谷443の1、443の5から443の7まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字美坂谷443の7（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第684号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、鳥取市緑ヶ丘南土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

平成9年7月1日から平成16年3月31日まで

2 施行地区

変更なし

3 事務所の所在地

変更前

鳥取市千代水四丁目18

変更後

鳥取市商栄町251 - 8

4 設立認可の年月日

平成9年6月25日

5 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

鳥取市役所及び施行地区周辺の公民館の掲示場に掲示して行う。

7 変更認可の年月日

平成12年12月1日

鳥取県告示第685号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、竹内町大林土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

平成10年8月25日から平成13年3月31日まで

2 施行地区

変更なし

- 3 事務所の所在地
境港市湊町73
- 4 設立認可の年月日
平成10年11月18日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
事務所の掲示板及び境港市役所の掲示板に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日
平成12年12月1日

公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成12年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成12年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 採用する自衛官および採用予定数
 - (1) 2等陸士：8名
 - (2) 2等海士：若干名
- 2 募集期間
平成12年12月11日から平成13年1月29日まで
- 3 試験期日、試験種目及び試験場
 - (1) 平成13年2月2日（金）
 - ア 試験種目
筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査
 - イ 試験場
米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- 4 合格発表予定
平成13年2月中旬
- 5 採用予定
 - (1) 2等陸士：平成13年3月下旬又は同年4月上旬
 - (2) 2等海士：平成13年3月下旬又は同年4月上旬
- 6 応募資格
平成13年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。
- 7 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場

- (2) 自衛隊鳥取地方連絡部 (0857 - 23 - 2251)
- (3) 鳥取募集案内所 (0857 - 26 - 4019)
- (4) 倉吉募集事務所 (0858 - 26 - 2900)
- (5) 米子募集事務所 (0859 - 33 - 2440)